

自立支援事業 計画相談支援推進事業補助金  
補助金の内容、「相談支援専門員不足」の現状の説明

健康福祉部 障<sup>がい</sup>碍福祉課

○相談支援専門員不足の現状

指定特定相談支援事業所および指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が不足しており、計画相談支援および障害児相談支援につながりにくい状況となっている。

各事業所では利用者の待機人数を正確に把握しておらず、待機状況の数値化は困難であるが、利用者が複数の事業所で待機していることが想定され、事業所によっては最大4か月待ちの利用者がいる。(令和5年2月末現在の市内相談支援事業所は12事業所)

【計画相談・障害児相談の利用人数の推移】

令和元年度：467名／月

令和2年度：578名／月

令和3年度：625名／月

○補助金の内容

・目的

新たに相談支援専門員を雇用した事業所に対して人件費の補助を行うことで、相談支援専門員不足を解消し相談支援体制の充実を図る。

・対象事業者

宝塚市内の指定特定相談支援事業所または指定障害児相談支援事業所（市直営を除く。）  
令和5年4月以降に新たに事業所を開設する場合を含む。

・補助対象経費

事業者が指定する相談支援専門員（1名）の人件費

・補助金額

相談支援専門員1名の人件費の半額（上限2,000千円／年）、最大2年間

・積算根拠

1事業所当たり最大2,000千円×3事業所に対する補助を想定

@2,000千円×3事業所=6,000千円